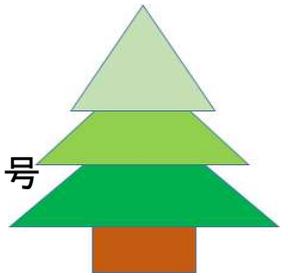




# 嵯峨宮頼り

第 29 号



嵯峨宮：群馬県みどり市大間々町小平 348 番地

<http://www17.plala.or.jp/sagagu/>

発行日：2023 年 5 月 12 日

発行：嵯峨宮世話人会

## 新型コロナウイルス感染症 「五類」へ移行

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類（二類相当）が五月八日から季節性インフルエンザと同じ五類に変わった。経済の落ち込み、財政への負担を減らしたい政府判断のようだ。生活する上で何が変わるか拾ってみた。

まず感染者への入院勧告や濃厚接触者への外出規制が無くなる。緊急事態宣言や飲食店営業時間短縮要請も無くなるが代わりに休業補償も無くなる。勿論イベントやスポーツ観戦の人数制限も無くなる。ただ学校は学校保健安全法で五日間の出席停止措置になる。海外渡航も入

「嵯峨宮頼り」は嵯峨宮を通じての情報を地域の皆様に提供しています。バックナンバーは首記URLのホームページから見られます。神社境内の掲示板でも見られます。御相談は世話人会迄連絡下さい。

感染症の範囲及び類型について 平成26年3月厚生労働省健康局結核感染症課 より

分類	感染症の疾病名等
一類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	【法】急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、結核、鳥インフルエンザ（H5N1）
三類感染症	【法】腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス（他政令指定あり）
四類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、ポツリヌス症、マラリア、野兔病（他、政令指定あり）
五類感染症	【法】インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（他、省令指定あり）
新型インフルエンザ等感染症	【法】 <b>新型インフルエンザ</b> 、再興型インフルエンザ
指定感染症	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH7N9であるものに限る。）
新感染症	症例積み重ね前 症例積み重ね後 (現在は該当なし)

国時の検査や隔離などの水際対策が無くなる。マスク着用は自己又は事業者判断となる。感染者の全数把握は定点医療機関からの報告による定点把握となり、日毎発表の死亡者数把握はできなくなる。医療ではこれまで全額公費負担だった検査費や治療費が通常の医療と同じく自己負担化するようになる。ワクチンについては今年度中は公費で負担するとされている。感染の疑

いがあり医療機関を受診するとき、これ迄は発熱外来などのある病院しか受け入れてくれなかった。今は原則どの医療機関でも診療できる体制を

ているが、他の患者への感染を考えると時間や場所など制限せざるを得ず、事前の確認は必要だろう。分類が変わっても新型コロナウイルス感染症が無くなったわけでも弱くなったわけでもない。高齢者や基礎疾患を有する者、入院治療中の者等にとつて自己責任とされるのは極



## タンポポの綿毛

めて厳しい対応である。

タンポポの綿毛に唇を寄せフツと吹きかけるとパツと散って舞い上がり、風に乗って空高く飛んで行くのを見上げる少女、綿飴の様な丸い綿毛にはそんなメルヘンを想い起させる温もりがある。

一方、今年も草との闘いが始まる、と畑一面の綿毛を見つめる農家の人、草刈りの手間と経費を考え仕方がないと覚悟する。

桜が咲く頃「今年は季節が十日は早い、異常気象だ」と思った。昨年も一昨年も異常気象だった気がする。毎年異常気象だと異常が普通だと思ってしまう。そういえば今年はカメムシをあまり見かけないから豆類や果物の作柄は好いかも知れない。そのうち今年も異常じゃないから出来が悪い、などと言う事は有り得ないか。

# 頌徳碑 (しょうとくひ)

県道から嵯峨宮へ昇る階段の右側に高さ三メートル近い石碑がある。明治の人、山同藤十郎の功績を褒め讃える文を彫った頌



## 頌徳碑

正三位勲一等男爵山本達雄閣下家額

有限責任小平信用利用販売購買組合員頃者相謀欲建一同君頌徳碑伝其事蹟於後皆請余文按状君通稱藤十郎嘉永元年六月十五日生於上野国山田郡福岡村大字小平資性温厚篤美夙傾心公益爲郷人所推重明治二十二年町村制施行之初選福岡村長在任九年教育勸業土木衛生等之施設皆克適宜大有治績三峯県會議員爲副議長推桐生織物同業組合組長大間々蚕糸市場及大間々銀行取締役三十一年欲防止小平居住者共有地各箇売買而確保其權利於永遠首倡興小平殖産協会綱領略曰宜發揮自助自治之精神以堅國家之基礎宜重德義厚倍用以期風教之向上宜振興産業養成勤儉貯蓄之美風以圖民財之殷阜宜獎勵教育以努人智之開發宜講衛生之道以資公衆之健全推管其事三十七年九月九日以病歿年五十七男英三郎嗣後襲名借會員繼遺囑既而大正四年協議協成更掘産業組合法設立組合獻土地一部於郵社移山林五町六段余原野三百三十九町余於組合以充出資蓋産業組合之設立即爲記念於 皇家之大典而共有權確保之實亦舉於永遠矣宜哉有頌徳碑建設之事也誌以應請云爾

大正十一年九月十九日

群馬県知事從四位勲三等 大芝惣吉撰書

(裏面)

建設費特別寄附金壹百円也 小平山分割地小夜戸村共有権者一同 有限責任小平信用利用販売購買組合員一同 建之

徳碑だ。小平谷ツ田の山同善兵衛の三男に生まれ、明治二十二年の町村制施行で誕生した福岡村初代村

長となり、後に県會議員(副議長)、桐生織物同業組合長、大間々銀行取締役などを歴任した。

始め生糸商だったが織物で利益を増やそうと羽二重の製造を始め、小平・浅原・長尾根等に賃機を出し明治二十四年の統計で

は近在業者の中で一番の売り上げを誇る。(下表参照)

又明治三十一年小平殖産協会を設立、荒廃した共有原野三四〇町歩を有利に経営し、その収益で道路改修や林産物搬出を容易にしようとした。後に小平信用利用販売購買組合(俗称小平共有)となり、平成十六年からは小平生産森林組合に移行し現在に至る。墓は山同一家の墓地護藤

寺(こうじ)にある。

羽二重(はぶたえ)は、通常の平織りが緯(よこ)糸と同じ太さの経(たて)糸一本で織るのに対し、羽二重は経糸を細い二本にして織るため、やわらかく軽く光沢のある布となる。織機の箆(おさ)の一端に経糸を二本通すことからこの名がある。白く風合いがよいことから、和服の裏地として最高級であり、礼装にも用いられる。

表1-50 大間々町域の輸出業者(明治24年)

村名	輸出業者(元機)	品名	生産額(円)
川内村・高津戸	青山弥八	羽二重	10,742
	青山直次郎	羽二重	13,316
	桜井半六	羽二重	9,207
福岡村・浅原小平	二渡宇八郎	羽二重	5,544
	星野新吉	縞羽二重	5,175
	山同善作	縞羽二重	7,650
	山同徳松	羽二重	6,061
	山同藤十郎	縞羽二重	22,500
大間々町大間々桐原	阿久津広吉	縞羽二重	5,544
	阿久津品吉	羽二重	7,095
	深沢房吉	羽二重	6,050
	深沢録三郎	羽二重	13,585
	吉野久次郎	羽二重	8,515
	石原市三郎	羽二重	6,160

【桐生織物史】中巻より作成。原出典は【明治二十四年群馬県勸業年表】

(大間々町誌下巻 通史返 p181 より)

## 頌徳(しょうとく)碑 (読み下し)

正三位勲一等男爵山本達雄閣下家額(ながく)

有限責任小平信用利用販売購買組合員は頃者ちかごろ相謀り一同君の頌徳碑を建てんと欲す。其の事蹟を後皆に伝えんと余に文を請う。状かたちを案ずるに君は通稱藤十郎、嘉永元年六月十五日上野国山田郡福岡村大字小平に於いて生まる。資性温厚篤美、夙(もと)に心を公益の爲傾け郷人の推重する所たり。明治二十二年町村制施行の初め選ばれて福岡村長として在任九年、教育勸業土木衛生等の施設皆克(よく)適宜、大いに治績有り三たび県會議員に挙げられ副議長と爲る。又推されて桐生織物同業組合組長大間々蚕糸市場及び大間々銀行取締役たり三十一年小平居住者共有地の各箇売買を防止せんと欲し其の権利を永遠に確保せんと首倡し小平殖産協成を興す。綱領略曰(いは)ほび宜しく自助自治の精神を發揮し以て國家の基礎を堅め、宜しく徳義を重ね厚く倍ますます用い以て風教の向上を期し、宜しく産業を振興し勤儉貯蓄の美風を養成し以て民財の殷阜を図り、宜しく教育を奨励し以て人智の開發に努め、宜しく衛生の道を講じ以て公衆の健全に資し推して其の事を管つらめく。三十七年九月九日病を以て歿す。年五十七

男英三郎嗣(ついで)て後に襲名す。會員借に遺囑を継ぐ。既にして大正四年協議して協成を廢し更に産業組合法に拠る組合を設立し土地の一部を郵社に獻じ山林五町六段余原野三百三十九町余を組合に移し以て出資に充つ、蓋し産業組合の設立は即ち、皇家の大典を記念と爲し、共有權確保の實亦また挙に於いて永遠なる矣かな、宜しき哉、頌徳碑建設の事有る也。誌して以て請(もと)め(こ)に(こ)た(こ)え(る)云(爾)か(く)の(こ)し

大正十一年九月十九日

群馬県知事從四位勲三等 大芝惣吉撰書

(大間々町誌 別巻七 P432 より)